



中津市監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年4月17日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 木ノ下 素 信

措置状況報告書

監査の名称：令和7年度 定期監査

課 名：清掃施設課

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1)契約事務について (随意契約チェックシート)</p> <p>修繕業務等で多くの随意契約を行っているが、随意契約チェックシートがほとんど添付されていない。前回の定期監査にも同様の指摘を行っているが改善が図られていない。中津市随意契約ガイドラインを遵守し、必ずチェックシートを作成し添付するよう徹底されたい。</p> <p>(2)契約事務について (昇降機保守点検委託業務)</p> <p>毎月実施される昇降機保守点検委託業務の報告書において、年間を通じ機械室扉前の荷物を移動させるよう指摘を受けているが、全く対応を講じていない。建築基準法や消防法等により禁止されている行為であり、緊急時の保守対応の妨げや重大な事故につながるおそれがあり非常に危険な状態である。特にごみ処理施設においては、火災など一般の施設以上に安全対策に配慮することが求められることから、市民と職員の安全確保のため速やかに適切な対応を図られたい。</p> <p>(3)財産管理事務について (中津市クリーンプラザ等の財産管理)</p> <p>ごみ広域処理のための新工場建設が予定されているところであるが、旧塵芥処理工場は現中津市クリーンプラザの一部として管理されている状況である。新工場の供用開始後の中津市クリーンプラザ及び旧塵芥清掃工場の解体、再利用等の財産管理の方針について、早急に検討し計画を策定されたい。</p>	<p>作成漏れでしたチェックシートにつきましては、課員において適切に処理を行いました。また、同様なご指摘を前回もいただいております。改めて今後はこのような事がないように周知してまいります。課員には、随意契約ガイドラインを再度確認するように指示を行いました。今後は、各種業務に対し緊張感をもって努めてまいります。</p> <p>今回のご指摘を受けて、速やかに安全対策を行いました。ごみ処理施設において課員全員の安全対策意識の欠如であり、市民や職員に対して、安全配慮不足でした。今後は、課員一人一人が安全対策の認識を改め、適切な対応を行ってまいります。</p> <p>ご指摘にあります、旧塵芥処理工場の解体及び、財産管理等につきましては、新ごみ処理施設整備計画にも関係することから、慎重かつ丁寧な対応が求められているところです。しかしながら、早急な整備方針等が求められていることから、最良な方向性が示せるよう課員全員で尽力してまいります。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和7年度 定期監査

課 名：人権・同和対策課

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1)支出事務について (通信運搬費)</p> <p>令和5年3月末時点で延べ2,342枚、総額で212,036円分の切手を保有しているが、令和6年度の切手の使用は2,230円となっている。</p> <p>切手は換金可能で現金と同様の管理が求められることから、公金の適切な執行の観点からも過剰な保有は控え、文書発送は保有している切手を先に使用し、適正な在庫管理に努められたい。</p> <p>(2)契約事務について (随意契約)</p> <p>修繕業務や委託業務などの随意契約において、必要書類（見積書、随意契約チェックシート、随意契約理由書など）が欠如している契約が多数見受けられる。</p> <p>中津市契約事務マニュアル、中津市随意契約ガイドライン及び中津市会計事務マニュアルに基づき、適切な事務を遂行されたい。</p> <p>(3)その他 (市内出張命令簿)</p> <p>市内出張命令簿1ヶ月分をまとめてパソコン入力により作成している。</p> <p>今後は中津市職員等の旅費に関する条例施行規則を遵守し、その都度記載して主幹（センター長）の決裁をもらうよう事務処理を改められたい。</p>	<p>3/25に総務課と協議調整のうえ、過剰な切手は引き取っていただきました。</p> <p>今後は適切な在庫管理に努めます。</p> <p>今回のご指摘を受け、課内にて事務の徹底を図り、今後随意契約を行う際は中津市随契ガイドライン及び中津市会計事務マニュアルに基づき、適切な契約事務に努めます。</p> <p>今回のご指摘を受け、課内にて事務の徹底を図り、今後は中津市職員等の旅費に関する条例施行規則を遵守し、適切な事務処理に努めます。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和7年度 定期監査

課 名：情報デジタル推進課

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1)支出事務について (なかつ情報プラザ修繕料)</p> <p>指定管理施設「なかつ情報プラザの管理運営に関する基本協定書」第17条第2項では「管理施設(設備等を含む。)の修繕については、1件20万円未満の場合は、乙が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき20万円以上の場合は、甲と協議するものとする」と定められているが、1件20万円未満の修繕について市の予算で執行している事例が複数見受けられた。</p> <p>特に理由書や協議の結果など添付されていないが、1件20万円未満の修繕を市の予算から支払った理由を示されたい。</p> <p>(2)契約事務について (なかつ情報プラザ修繕契約)</p> <p>指定管理施設の駐車場修繕業務契約において、予定価格が50万円未満との理由により、舗装修繕業務と区画線修繕業務それぞれ3者の競争見積による随意契約を行っていた。一つの修繕業務として一括発注にすれば契約金額をもっと抑えることも可能だったと考えるが、分割発注にした理由を示されたい。</p> <p>(3)その他について (文書管理)</p> <p>中津市文書取扱規程に定められている文書管理方法が順守されていない事例が見受けられた。規程に則り適切な文書管理に努められたい。</p> <p>なお、今後DXを推進するにあたっては、運用の変更に先立ち、その根拠となる規程の整備を完了させておく必要がある。現状のデジタル運用と乖離しているところは、規程の改正に向けて総務課と協議されたい。</p>	<p>緊急性の高い修繕については、指定管理者側で修繕を行っていましたが、当該施設・設備は老朽化したものが多く、法定定期点検において指摘を受けたものの修繕については中津市側で実施しておりました。</p> <p>今後は、基本協定に沿って修繕を実施するとともに、やむを得ない理由で中津市側が修繕を実施する場合には、協議書等を記録しておくこととします。</p> <p>舗装業務と区画線業務を各業務に基づいて発注したものでありますが、工事時期が近く、恣意的に分割したと見られるものであると理解しました。</p> <p>今後、このような発注はしないよう徹底し、適切な処理を行ってまいります。</p> <p>文書の収受・回覧につきましては、今後、中津市文書取扱規程等に基づき、適正な事務処理に努めま</p> <p>す。</p> <p>なお、職員のデジタル環境の刷新により、既存の規程等と現状のデジタル運用が乖離しているため、規程の所管である総務課と速やかに協議を進めてまいります。</p>	